

令和7年10月14日

公 告

防衛省共済組合車力支部
支部長 小林 丈 人
(職印省略)

青森県つがる市富苑町屏風山1に所在する防衛省共済組合車力支部において、食堂(飲酒提供)の経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 食堂(飲酒提供)の経営を実施している者であること。
- (2) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 公募業種及び店舗数

食堂(飲酒提供) 1店舗

3 募集要項の配布要領

- (1) 車力分屯基地ホームページからダウンロード
(<https://www.mod.go.jp/asdf/syariki/>)
- (2) 直接受領する場合

ア 期間

令和7年11月4日(火)午前9時から同年11月13日(木)午後5時まで
(ただし、平日午後5時から午前9時及び土日祝日を除く。)

基地 HP



メール



イ 場所

青森県つがる市富港町屏風山1 航空自衛隊車力分屯基地内
防衛省共済組合車力支部

4 公募説明会

(1) 日時

令和7年11月14日(金) 午後1時30分から

(2) 場所

航空自衛隊車力分屯基地 57号隊庁舎 厚生班窓口(受付:57隊舎厚生班窓口)

(3) 説明事項

募集要項、仕様書の内容及び現場説明

(4) 携行品

募集要項、仕様書、参加者の印鑑(認印可)及び顔写真付の身分証明書(運転免許証等)

(5) 注意事項

ア 本説明会に参加しない業者は、公募に参加することができないものとする。

イ 参加希望者は、①会社等の名称、②出席者氏名(各業者2名以内)、③連絡先を
令和7年11月13日(木)午後3時までに電話等にて「問い合わせ先」へ通知
すること。

5 その他

細部の内容は、募集要項及び仕様書による。

6 問い合わせ先

〒038-3301

青森県つがる市富港町屏風山1 航空自衛隊車力分屯基地内
防衛省共済組合車力支部(担当:上川、松本)

電話0173-56-2531(内線234、235)

(ただし、平日午後5時から午前9時及び土日祝日を除く。)

募集要項

1 概要

青森県つがる市富范町屏風山1に所在する防衛省共済組合車力支部（以下「車力支部」という。）において、車力分屯基地に所属する隊員の利便性を確保するため、食堂（飲酒提供）の経営を行う業者について、次のとおり募集する。

2 応募資格

- (1) 食堂（飲酒提供）の経営を実施している者であること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 経営場所の所在地及び名称

青森県つがる市富范町屏風山1 航空自衛隊車力分屯基地
防衛省共済組合車力支部

4 経営委託条件

- (1) 設置方法
防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則第9条に定める経営委託契約の締結により設置する。
- (2) 募集業者数
1業者
- (3) 設置場所
車力分屯基地57号庁舎1階 食堂部
- (4) 設置期間（基準）
防衛省共済組合車力支部長との契約締結時から令和8年3月31日（火）
なお、必要に応じ始期から5年を超えない期間（ただし、国有財産使用許可期間の範囲内であること）で更新することができる。

- (5) その他
別添「仕様書」のとおり。

5 公募説明会

本説明会に参加しない業者は、公募に参加することができないものとする。

- (1) 日時
令和7年11月14日(金) 午後1時30分から
- (2) 場所
航空自衛隊車力分屯基地57号隊庁舎厚生班窓口
- (3) 携行品
募集要項、仕様書、参加者の印鑑(認印可)及び顔写真付の身分証明書(運転免許証等)

※ 出席者(各業者2名以内)は、令和7年11月13日(木)午後3時までに会社名、連絡先を電話等により担当者(第6項第1号ウの「提出先」)へ通知すること。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

経営の受託を希望する者は、令和7年11月17日(月)午後5時(平日午後5時から午前9時及び土日祝日を除く。)までに次のとおり定められた書類を提出し、応募すること。

なお、提出された書類は、返却しない。また、当該目的以外には使用しない。ただし、車力支部が必要と認めた場合、警察及びその他関連機関等に内容(個人情報を含む。)を通知することがある。

ア 提出書類

(ア) 申請書(別紙様式第1) 1部

(イ) 企画提案書(別紙様式第2) 正1部

※ 以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表
- b 営業日及び営業時間
- c 精算方法及び種類(レジ(現金)、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類)
- d 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
- e 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置
- f 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- g 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴
- h クレーム・要望があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- i テイクアウト等の対応
- j 防衛省における営業方針(職員が利用する際の利点)
- k その他のアピールポイント

- (ウ) 企画提案書付属書類 正1部
カタログ、その他企画提案書の内容がわかる具体的な資料等
(日本産業規格A4)
- (エ) その他関係書類 各1部
公募に参加する者の信用状況等を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。
なお、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。
 - a 業務確約書(別紙様式第3)
 - b 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書))※発行後3か月以内のもの
 - c 営業経歴書(会社の商号及び所在地、代表者役職及び氏名、沿革(営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可)
 - d 財務諸表
 - (a) 個人
直近の(申請日直前1年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人
直近の(申請日直前1年以内に確定した)貸借対照表、損益計算書、主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等)
 - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書※発行後3か月以内のもの
 - (a) 個人
その3の2
 - (b) 法人
その3の3
 - f 会社概要(様式は問わない。上記cの営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要)
 - g 印鑑証明書※発行後3ヶ月以内のもの
 - h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(該当する場合のみ)

イ 関係書類の不備又は参加資格がないと判断した場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

ウ 提出先

青森県つがる市富范町屏風山1 航空自衛隊車力分屯基地内
防衛省共済組合車力支部(担当:吉田、松本)
電話0173-56-2531(内線234・235)
(ただし、平日午後5時から午前9時及び土日祝日を除く。)

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出書類が期限までに提出されなかつた場合
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合

- オ 税金を滞納している場合
 - カ その他、違反と認められる場合
- (3) 提案修正の禁止
提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。
- 7 選定の方法
提出された企画提案書等の内容を総合的に審査し、業者を決定する。
- 8 決定業者の発表
令和7年12月頃（別途通知）
決定業者に対して、電話連絡の方法で通知する。
- 9 決定後の手続き等
- (1) 決定業者に対しては、以後の手続きについての説明会を実施する。
 - (2) 決定業者は、防衛省共済組合車力支部経営受託申請書及びその他担当職員が示す書類を別途指定する日時までに提出すること。
 - (3) 経営受託申請に基づく防衛省共済組合本部長の承認を得た後、防衛省共済組合車力支部長と経営委託契約を締結する。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合車力支部長 殿

所在地

〒

電 話 :

商号又は名称

印

代表者氏名

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名 :

電 話 :

F A X :

青森県つがる市富苑町屏風山1に所在する防衛省共済組合車力支部において、食堂（飲酒提供）の経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注：商号、代表者、担当者氏名にふりがなを振り、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書（食堂）

会社名：

a	主な販売予定商品・販売価格表
b	営業日及び営業時間
c	精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）
d	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
e	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
f	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
g	衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴
h	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
i	テイクアウト等の対応
j	防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点）
k	その他のアピールポイント

業務確約書

令和 年 月 日

防衛省共済組合車力支部長 殿

「航空自衛隊車力分屯基地内における防衛省共済組合車力支部が委託する食堂（飲酒提供）の経営」事業の応募に際し、仕様書及び自らが提出した企画提案書の内容を、適正に履行できることを確約いたします。また、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを確約します。

これに違反した場合は、経営を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

- 1 暴力団及びその関係者と一切関係を持ちません。
- 2 経営に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。
- 3 経営に際して、認められた目的以外の行為は一切行いません。
- 4 経営の意思がなくなり、又は経営が不可能となった場合には、速やかに車力支部に連絡し指示を受けます。
- 5 経営に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損した場合は、速やかに報告するとともに、これを原状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 6 経営に関して発生した費用等は、全てこれを負担します。
- 7 基地内において必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は国及び車力支部の指示に従います。
- 8 国及び車力支部の都合により経営が中止又は変更された場合、これによって発生した費用、損害等については一切請求いたしません。
- 9 その他疑義を生じた場合は、その都度官側と協議し、指示を受けます。

所在地

〒

電 話：

商号又は名称

印

代表者氏名

注：商号、代表者氏名にふりがなを振り、印鑑は、登録印を使用すること。

仕様書

- 1 件名
防衛省共済組合車力支部が行う事業の経営委託
- 2 委託内容
組合員を対象とした食堂（飲酒提供）の経営
- 3 相手方の決定
防衛省共済組合車力支部長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 契約の締結
 - (1) 本事業を委託される者（以下「乙」という。）は、食堂（飲酒提供）の受託経営に関する経営委託契約書を甲と取り交わさなければならない。
 - (2) 甲は、次に該当する場合は契約を解除し、又は中断することができる。
 - ア 甲又は国（以下「丙」という。）が、乙に委託している土地を使用する場合
 - イ 乙が、契約条項に違反した場合
 - ウ その他、甲が必要と認めた場合
 - (3) 契約が満了した場合（更新した場合を除く。）又は前号により契約が解除された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用した土地を受託前の状態に回復し甲に返還すること。なお、この場合は、乙は甲に対し一切の補償を請求することができない。
- 5 乙の資格
乙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 事業遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 事業の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 設置場所
食堂（飲酒提供）の設置場所については、経営委託契約書において、甲が指定するものとする。
- 7 委託期間（基準）

甲との契約締結時から令和8年3月31日とする。

ただし、甲が必要と判断した場合には、5年を超えない期間（ただし、甲の国有財産使用許可期間内であること）で甲が定める期間、契約を更新することができる。

なお、委託期間の開始及び終了に時期については、変更もあり得る。この場合、乙は甲に対して一切の補償を請求することができない。
- 8 名義使用の制限
乙は、自己の営業上の取引に関して、甲又は丙の名義を使用してはならない。
- 9 費用負担
本事業に伴う費用は、すべて乙の負担とする。

10 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において食堂を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意すること。
- (2) 乙は、本業務の従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
- (3) 乙は、本業務の従事者を、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しない者とする。
- (4) 乙は、本業務の従事者の身元を保証するとともに、本業務に従事する前までに従事者名簿を甲に提出すること。また、甲が、従事者名簿の記載事項を確認するため書類（履歴書（写し））等を求めた場合は、速やかに対応すること。
- (5) 乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。
- (6) 乙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び丙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

12 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び丙の担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本事業の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本事業の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事者及びその関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

- (1) 乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他事業に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。
- (2) 乙は、甲が計画した停電作業等について、甲等の指示に基づき協力すること。なお、乙は、停電作業等が原因で使用する物品及び食品等に損害があった場合は、甲及び丙に対し損害賠償その他一切の請求をすることはできない。
- (3) 乙は、いかなる事故発生の場合も甲及び丙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

14 契約の解除

次のいずれかの行為が認められた場合は、甲は一方的に乙に対して契約の解除ができるものとする。この際、乙は解除日までの使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

- (1) 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産する恐れがあり、そのことにより支払をすることができないと認められるとき。
- (2) 本公募及び使用申請に際し、不正の行為があったとき。
- (3) 乙が本仕様書の内容に違反した場合及び故意又は重大な過失により甲及び丙並びに食堂（飲酒提供）利用者に被害が発生したとき。

- (4) 基地内で事業をするに当たり必要な入門手続き等、丙に対する提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が法令に違反し又はその恐れがあり、社会的信用を大きく低下させたとき（社会的に非難されるべき行為を行った場合を含む。）。

15 自己都合による契約の解除

乙は、自己の都合により契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の6か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は解除日までの使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う場合は、当該手続開始前に解除を申し出るものとする。

16 事業仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき事業を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 乙は、食堂（飲酒提供）で使用する自動車について車力分屯基地私有車両運行等規則（平成30年車力分屯基地達第11号）に定める所要の手続を行なうこと。
- (3) 本事業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 食堂（飲酒提供）の設置及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (5) 乙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 乙は、本事業の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲及び丙が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、甲等に提出しなければならない。
- (7) 乙は、使用物件の一部又は全部を第三者に転貸してはならない。
- (8) 甲又は丙の都合により、営業が中止又は日時内容等が変更された場合、これによって発生した費用及び損害等について、乙は一切賠償を請求しないものとする。
- (9) 丙は、価格を問わず、原則としてキャッシュレス決済に対応すること。また、キャッシュレス決済に支障をきたすことのないよう調査及び点検を適宜実施すること。キャッシュレス決済が難しい場合は、丙は、必要措置の検討について甲との協議に応じること。
- (10) 食堂（飲酒提供）の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (11) 乙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び丙の承認を得るとともに、甲及び丙の指示に従うこと。
- (12) 乙は、使用物件の維持保存（※）のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。なお、排水管については、年1回以上高圧洗浄を実施し、担当職員に報告書を提出すること。
※ 使用物件の維持保存とは、例えば厨房ダクトのグリスフィルター、厨房グリストラップ、排水管及び空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものである。
- (13) 乙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

- (14) 乙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (15) 乙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合、即時に対応すること。
- (16) 乙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (17) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本事業に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2項に該当する情報を除き開示するものとする。

18 報告

乙は次の各号に掲げる書類を、それぞれ当該各号に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 毎月の売上月計表（別紙様式第1）
翌月の初日（休日の場合は、その後の直近の休日でない日）
- (2) 毎月の収支計算書（別紙様式第2）
翌月の10日
- (3) 毎年度の損益計算書（別紙様式第3）
翌事業年度の5月末

